

荒井浄水場太陽光発電設備導入事業（P P A）

企画提案募集要項

令和7(2025)年3月

郡山市上下水道局

目 次

第1章 趣旨	1
第2章 募集概要	1
1. 事業名	1
2. 募集内容	1
3. 事業場所	1
4. 事業期間	1
5. 提案内容の条件	1
第3章 募集要件	2
1. 事業スケジュール	2
2. 参加資格要件	3
3. 募集要項配布	3
4. 関係資料の提供	4
5. 第1回説明会等の開催	4
6. 参加申込み	5
7. 参加資格の確認	6
8. 現地調査	6
9. 質問及び回答	6
10. 第2回説明会の開催	7
11. 企画提案書の提出	7
12. 一次（書類）審査	8
13. 二次（ヒアリング）審査	9
第4章 企画提案の審査及び契約候補者	9
1. 選定委員会による審査	9
2. 審査方法	9
3. 審査基準	9
4. 審査結果通知	10
第5章 契約協議等	10
1. 契約協議	10
2. 契約締結	10
3. その他	10
第6章 その他留意事項	11
1. 留意事項	11
2. 担当窓口	11
【別図】	12

第1章 趣旨

脱炭素社会の実現（カーボンニュートラル）に向けて、この取組を推進するため、荒井浄水場において、現在未利用のスペースを利用し、太陽光発電設備を維持管理を含め費用負担のない、第三者所有のP P A方式で導入する。

契約候補者の選定については、実績とノウハウを有する民間事業者の中から、最も優れた提案者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する。

第2章 募集概要

1. 事業名 荒井浄水場太陽光発電設備導入事業(P P A)
2. 募集内容 荒井浄水場太陽光発電設備導入事業(P P A)(以下「本事業」という。)の実施のための企画、資金調達、設計、建設及び維持運営とする。
3. 事業場所 福島県郡山市荒井町字仲田5 1
4. 事業期間 事業期間は、20年間程度（設計・工事期間及び撤去期間は含まない。）
5. 提案内容の条件
 - (1) 本事業の設置運営主体
事業者（連合体（2つ以上の企業グループ）を含む）は、自ら設置及び運営を行うことを基本とする。
 - (2) 上下水道局の関与
本P P Aは、オンサイトP P Aとし、逆潮流はさせない。
発電した電力は完全自家消費とし、上下水道局が全量買い取る。
発電場所は、無償で提供する。（工事着手から契約終了時まで、郡山市上下水道局公有財産使用許可及び貸付規程に基づき、許可書の交付を受け、使用するものとする。）
ただし、太陽光モジュール等の範囲は区分し、内部の除草等の環境整備は、提案事業者の責任で行う。（除草剤の使用は厳禁）
 - (3) 実施場所の諸条件
別図のとおり 約5,000m²
 - (4) 太陽光発電の規模
設置する太陽光発電の規模は、事業者の提案による。
 - (5) 稼働期間
事業者の提案による。
契約終了後の扱いについては、事業者の負担で設備を撤去し原状回復とする。
 - (6) 自家消費料金単価
上限価格は、25.00（円・税別/kWh）とする。（補助金を活用しない場合）
本事業において、上下水道局が支払う電気料金は、提案単価（税別）に消費税及び地方消費税を加えた単価に、自家消費した電力量を乗じた額とする。
提案する単価は、上限単価以下で、小数点2位までとする。
上下水道局は、前述の電気料金を除き、原則負担しない。

単価は事業期間中一定とする。

(7) 想定している採択が見込める補助金

「水インフラにおける脱炭素化推進事業」(環境省)(令和6年度～令和10年度)
補助金の申請は上下水道局と提案事業者の共同申請とし、申請資料の作成は提案事業者の負担で同者が行う。

(8) 本事業を行うに際しての条件等

- ① 停電時は、太陽光発電を停止させる。
- ② 本事業では、既存の受変電設備に接続することから、当該設備に漏電等が発生した場合は、絶対に既存設備に波及させないこと。
- ③ 発電状況を監視できる設備を、荒井浄水場管理本館2階制御管理室に設けること。

(9) 運用上の条件等

- ① 発電出力・発電電力量・異常情報等について、24時間連続で監視・データ出力・記録が可能な仕組みを有すること。
- ② 発電量等の実績を毎月、関係法令に基づき上下水道局に報告すること。

(10) リスク分担

リスク分担は、上下水道局と事業者との契約協議で詳細な検討を行い、事業契約書において具体的内容を定めるものとする。

第3章 募集要件

1. 事業スケジュール

内 容	予 定 期 日 ・ 期 間	備考
(1) 募集要項等の配布	2025年3月26日～2025年4月8日	
(2) 資料申込期間	2025年3月26日～2025年4月8日	
(3) 第1回説明会	2025年4月3日 午前10時00分～	
(4) 現地案内	2025年4月3日 午後1時30分～	
(5) 参加申込書提出期間	2025年4月9日～2025年4月15日	
(6) 参加資格確認結果通知	2025年4月18日まで	
(7) 現地調査期間	2025年4月21日～2025年4月25日	
(8) 質問期間	2025年4月21日～2025年4月25日	
(9) 質問回答	2025年4月30日まで	
(10) 第2回説明会	2025年5月1日 午後1時30分～	
(11) 企画提案書受付	2025年5月12日～2025年5月16日	
(12) 書類審査結果通知	2025年5月22日まで	
(13) プレゼンテーション	2025年5月下旬予定	
(14) 審 査	2025年5月下旬予定	
(15) 審査結果通知	2025年6月上旬予定	
(16) 契約協議	2025年6月中旬予定～9月予定	
(17) 契約締結	2025年10月予定	

2. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年6月28日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) その他プロポーザルに参加する者に必要な資格

①	参加形態	単独事業者又は2つ以上の企業グループ
②	所在地要件	無し
③	建設業の許可	建設業法(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)建設業法第3条の規定に基づく許可をいう。)を受けている者であること。
	許可業種	・ 建築一式 ・ 電気 のいずれか ただし、4,500万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有する者。
④	施工実績	令和元(2019)年度以降に、PCS容量100kW以上の太陽光発電設備をPPA又はリースで、2025年4月15日現在で、発電を開始している実績を有していること。
⑤	その他	・ 当事業を実現することができる総合的な企画力、資金力及び経営能力を有していること。 ・ 実施体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。 第一種、第二種または第三種電気主任技術者 上記資格は、協力事業者の中でも構わない。 ・ 日本国内に本社を有すること。

3. 募集要項配布

(1) 配布期間

- ① 期間 2025年3月26日（水）～ 2025年4月8日（火）
（ただし、土・日・祝日を除く）
- ② 時間 午前9時～午後5時まで

- (2) 配布場所 福島県郡山市豊田町1-4
郡山市上下水道局 浄水課 上下水道局庁舎2階
TEL 024-932-7646 FAX 024-939-5822
- (3) その他 郡山市ウェブサイトからもダウンロードが可能である。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/140186.html>

ただし、図面等については項目 4.(2)により電子データで提供する。

4. 関係資料の提供

第2項の参加資格を有する申込者に対して、関係資料を提供する。

資料提供時の要件は、施工実績とする。

(1) 資料提供

本工事に関連する、水量等の各種データや図面等を提供する。

当該資料は、第三者への流失等、応募・提案に係る目的以外で使用しないこと。

- (2) 申込先 第6章第2項の担当窓口を参照
- (3) 申込期間 2025年3月26日(水) ~ 2025年4月8日(火)
(ただし、土・日・祝日を除く)
- (4) 受付時間 午前9時 ~ 午後5時 (正午~午後1時を除く)

(5) 申込方法

資料申込みは、「資料提供申込書(様式1)」に必要事項を記入のうえ、件名を

【資料提供申込書(事業者名)】とし、上記窓口へ電子メールにて申込むこと。

施工実績を確認し、速やかに資料を電子メールにて提供します。

5. 第1回説明会等の開催

第5項から第7項までの出席等は、申込者の任意であり参加資格要件ではない。

(1) 第1回説明会 (申込みの有無は任意)

施工実績を有する申込者に対して説明会を行う。

- ① 開催日時 2025年4月3日(木) 午前10時00分 ~
- ② 開催場所 福島県郡山市豊田町1-4
郡山市上下水道局 5階 大議室

③ 申込方法

申込みは、「第1回説明会申込書(様式2)」に必要事項を記入して電子メールにて申し込むこと。

また、既に施工実績が確認されている申込者は、これに係る資料は不要とする。

なお、会場の都合上、人数は1申込者あたり原則2名までとする。

④ 申込期限 4月2日(水)午後5時まで

⑤ 申込先 第6章第2項の担当窓口を参照

⑥ その他 説明会に参加される事業者の方は、本要項等を紙または電子データにて準備ください。当方では用意いたしません。

(2) 現地案内 (申込みの有無は任意)

施工実績を有する申込者に対して現地案内を行う。

① 開催日時 2025年4月3日(木) 午後1時30分～(予定)

② 集合場所 荒井浄水場

③ 申込方法

申込みは、「現地案内申込書(様式3)」に必要事項を記入して電子メールにて申し込むこと。

また、既に施工実績が確認されている申込者は、これに係る資料は不要とする。

④ 申込期限 4月2日(水)午後5時まで

⑤ 申込先 第6章2項の担当窓口を参照

⑥ 人数及び荒井浄水場への移動方法

人数は1申込者あたり原則4名までとし、移動方法は各申込者の車両(1台厳守)とするが、申込者数により調整し事前に連絡することとする。

⑦ その他

ヘルメット及び長靴を持参すること。

6. 参加申込み

プロポーザルに参加を申し込む場合は、別添「参加申込書及び企画提案書作成要領」のとおり参加申込書を提出すること。

なお、受付期間を経過した後の申込みは受け付けできない。

(1) 提出書類

① 参加申込書 (様式4-1 又は様式4-2)

② 誓約書 (様式5-1 又は様式5-2)

③ 企業グループ提携に関する誓約書 (様式6-1) (企業グループの場合)

④ 企業グループ事業分担報告書 (様式6-2) (企業グループの場合)

⑤ 施工実績報告書 (様式7)

⑥ 建設業の許可の写し「建築一式」又は「電気」

(2) 提出部数 2部(原本1部、写し1部)

(3) 提出期間

① 期 間 2025年4月9日(水) ~ 2025年4月15日(火)

(ただし、土・日・祝日を除く)

② 時 間 午前9時 ~ 午後5時 (正午~午後1時を除く)

(4) 提出先 第6章第2項の担当窓口を参照

(5) 提出方法

参加申込書は、持参又は郵送での提出とする。(電子メール不可)

なお、郵送の場合は、配達証明付一般書留郵便とし、提出期限必着とする。

7. 参加資格の確認

郡山市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、提出された参加申込書等により参加資格要件を確認する。参加資格を満たしている申込者に対しては、参加資格確認の通知と企画提案書の提出要請書を2025年4月18日(金)までに発送する。

参加資格が認められなかった申込者に対しては、参加資格が認められなかったこと及びその欠格理由を書面により通知する。通知を受けた申込者は、書面により欠格理由についての説明を求めることができる。

8. 現地調査 (調査の有無は任意)

① 調査期間 2025年4月21日(月) ~ 2025年4月25日(金)

(ただし、土・日を除く)

② 集合場所 荒井浄水場

③ 申込方法

申込みは、「現地調査申込書(様式8)」に必要事項を記入して電子メールにて申し込むこと。

また、既に参加資格が確認されている申込者は、これに係る資料は不要とする。

④ 申込先 第6章第2項の担当窓口を参照

⑤ 申込期限 4月15日(金)午後5時まで

⑥ 調査日

1申込者当たり半日程度としたいため、事前に調整し連絡することとする。

⑦ その他

協力事業者等の同行を希望する申込者は、この旨を様式8に記載すること。

9. 質問及び回答

募集要項などに関する質問の受付及び回答は、次により行うこととする。

(1) 質問の受付期間

① 期 間 2025年4月21日(月) ~ 2025年4月25日(金)

② 時 間 最終日のみ 午後5時まで

(2) 質問の方法

「質問書（様式5）」に必要な事項を記入し、電子メールにて提出のこと。

(3) 提出先 第6章第2項の担当窓口を参照

(4) 回答日 2025年4月30日（月）まで

(5) 回答方法 回答は質問者名を伏せて、全者に電子メールにて回答する。

10. 第2回説明会等の開催（申込みの有無は任意）

① 開催日時 2025年5月1日（木） 午後1時30分～

② 開催場所 郡山市上下水道局 5階 大議室
又は荒井浄水場

③ 申込方法

申込みは、「第2回説明会申込書（様式10）」に必要な事項を記入して電子メールにて申し込むこと。

なお、会場の都合上、人数は1申込者あたり原則3名までとする。

④ 申込期限 4月28日（月） 午後5時まで

⑤ 申込先 第6章第2項の担当窓口を参照

⑥ その他

上下水道局の事情により、第2回説明会の日時が変更となる場合もあるが、この場合には事前に連絡することとする。

11. 企画提案書の提出

参加資格が確認され、企画提案書の提出要請を受けた応募者は、別添「参加申込書及び企画提案書作成要領」のとおり企画提案書（様式11）等を提出のこと。

(1) 提出書類

① 事業者概要（任意様式）

- ・太陽光発電の施工実績
- ・脱炭素への取り組み実績
- ・社会貢献への取り組み実績

② 設置（任意様式）

- ・発電概要 単線結線図、平面図、事業実施スケジュール、リスク回避方法
- ・施工体制

③ 維持管理（任意様式）

- ・緊急時の対応
- ・維持管理体制
- ・事業の継続性

④ 電気料金概算単価

- ・概算単価（円・税別/kWh） 補助金の有無 2通り
- ・概算単価の積算根拠（任意様式）

⑤ 提案事業者の代表者が、郡山市の令和7・8年度工事等指名競争参加有資格業者名簿のいずれのも登録がない提案者は、以下の書類を提出すること。（任意様式）

- ・法人登記事項証明書（3ヶ月以内のもの） ・定款
- ・貸借対照表（直近2期比較） ・損益計算書（直近2期比較）
- ・納税証明書（法人税に未納がないことの証明）
- ・納税証明書（郡山市の市税に未納がないことの証明）

(2) 提出部数 原本 1部、写し 9部

(3) 提出期間

① 期間 2025年5月12日(月)～2025年5月16日(金)

(ただし、土・日を除く)

② 時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

(4) 提出先 第6章第2項の担当窓口を参照

(5) 提出方法

企画提案書は、持参又は郵送で提出してください。（電子メール不可）

なお、郵送の場合は、配達証明付一般書留郵便とし、提出期限必着とする。

(6) その他

- ① 管理者から企画提案の提出要請がなかった者からの企画提案書は受け付けない。
- ② 提出後に不備等が見つかった場合は、提出期限までに修正・差替えすることは可能とする。
- ③ 審査にあたって、追加資料の提出を求める場合がある。
- ④ 企画提案書の提出要請を受けた者が企画提案書を提出しない場合は、その旨を2025年5月16日(金)午後4時までに電子メールにて連絡すること。

12. 一次（書類）審査

管理者が設置する荒井浄水場太陽光発電設備導入事業（PPA）に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、第3項に示す審査基準に基づき書類審査を行い、全ての提出者に対し、審査結果を5月22日（木）までに通知する。

書類審査通過者（4者程度）には、企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングの実施するため、日程の詳細を審査結果と同日に通知する。

また、審査の過程は公表しない。

書類審査の結果、通過が認められなかった提案に対しては、認められなかったことの理由を書面により説明を求めることができる。

13. 二次（ヒアリング）審査

一次（書類審査）通過者（4者程度）には、企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングの実施する。日程の詳細を審査結果と同日に通知する。

第4章 企画提案の審査及び契約候補者

1. 選定委員会による審査

- (1) 委員会において、第3項に示す審査基準に基づき、各項目について評価及び採点を行い、評価点が最も高い提案者（以下「契約候補者」という。）が契約候補者となる。
- (2) 評価点は、評価項目ごとに委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。小数点以下の端数があるときは、小数点第3位以下を四捨五入する。
- (3) 評価点が最も高い参加者が2者以上の場合は、評価項目の「④電気料金概算単価 概算単価」の得点が高い方を第1位とし、さらに同点の場合は、「②設置 発電概要」の得点が高い方、次いで「①事業者概要 太陽光発電の施工実績」の得点が高い方の順で上位とする。
- (4) 参加者が1者でも、参加資格を有し、かつ、委員会において本工事を実施できると認める場合は、契約候補者に選定する。

2. 審査方法

- (1) 審査方法は、企画提案書の書面審査と提案内容についてのプレゼンテーションと、質問に回答していただく。
- (2) 審査日程 2024年5月下旬（予定）
※ 審査日程の詳細は第3章9項の企画提案書の提出要請書と同日に通知する。
- (3) プレゼンテーション後の審査の過程で、上下水道局から文書での質問がある場合があるので、この場合は文書で回答のこと。

3. 審査基準

企画提案書を審査する基準は、以下のとおりとします。

評価項目	評価項目（詳細）	評価点	
		詳細	配分
①事業者概要	・太陽光発電の施工実績	15	25
	・脱炭素への取り組み実績	5	
	・社会貢献への取り組み実績	5	
②設置	・発電概要	15	25
	・施工体制	10	
③維持管理	・緊急時の対応	10	20
	・維持管理体制	5	
	・事業の継続性	5	
④電気料金概算単価	・概算単価（円・税別/kWh）	20	30
	・概算単価の積算根拠	10	
計		100	100
備考	① 事業者概要 太陽光発電の施工実績 補助金の採択事例、上下水道施設の設置事例、その他 ② 設置 発電概要 既存施設に対する安全、補助金の活用、CO2削減効果、その他 ③ 電気料金概算単価設置 概算単価 補助金を活用する場合と活用しない場合の2通り提案する。 ③ 電気料金概算単価設置 概算単価の積算根拠 設計・工事費の積算根拠、キャッシュフロー等 する金額の合計とする。（最大20年間程度）		

4. 審査結果通知

(1) 審査結果は、審査の対象となった全ての参加者に書面で通知する。

また、通知時期は、2025年6月上旬予定とする。

(2) 審査結果の公表

契約候補者決定後に、契約候補者名、及び契約候補者及び次点の合計点、並びに参加者数を公表する。

第5章 契約協議等

1. 契約協議

契約候補者は、契約に係る協議を行い内容を確定する。この内容は、契約候補者が本プロポーザルで提案した内容が基本となるが、管理者と契約候補者との協議により最終的に決定し、契約候補者との随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

協議期間 2025年6月中旬（予定）～ 2024年9月上旬（予定）

2. 契約締結

管理者は、契約候補者と「郡山市上下水道局契約規程」（平成29年4月1日制定、上下水道局規程第5号）に基づき、契約を締結する。

契約締結 2025年10月（予定）

なお、契約候補者決定後、補助金申請から交付等通知後、契約協議を行い、本契約と進めるが、その期間について「覚書」を締結する。

3. その他

契約候補者の特定から契約締結までに「第6章第1項第3号」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

第6章 その他留意事項

1. 留意事項

- (1) 本事業に使用する言語は、日本語とし、通貨単位は、日本円とする。
- (2) 説明会等への出席、現地調査、企画提案書の作成、及びその説明に関する全ての費用は、申込者の負担とする。
また、契約候補者決定後に補助申請する場合の事務費用は、同者の負担とする。
- (3) 次のいずれかに該当することとなった申込者は失格とする。
 - ① 第3章第2項の参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類への虚偽の記載その他の不正行為をした場合
 - ③ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
- (4) 提案内容に含まれる特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、物品、施行方法等を使用した結果発生した責任は、原則としてその提案を行った受注者が負うこととする。
- (5) 提出書類は返却せず、著作権は申込者に帰属する。
- (6) 企画提案は1点とし、複数の提案書の提出は行えない。
- (7) 提出された書類は、参加資格の確認、企画提案者の審査及び結果の公表以外の目的には使用しない。ただし、提出書類は、郡山市情報公開条例（平成13年12月19日条例第44号）に基づき公開する場合がある。
- (8) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。
- (9) 提出書類への虚偽の記載、その他の不正な行為をした場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (10) 提案者は、審査結果に苦情を申し立てることができない。

2. 担当窓口

〒963-8016

福島県郡山市豊田町1番4号

郡山市上下水道局 浄水課浄水事業係 上下水道局庁舎2階

TEL 024-932-7646

FAX 024-939-5822

E-mail : suidojosui-kanri@city.koriyama.lg.jp

【別図】

